

大宜味村 農業委員会委員 募集要項

農地の適正な利用及び担い手への農地利用の集積・集約など農地等の利用の最適化を推進するため、農業委員会委員を推薦、または本人の応募による募集を次のとおり行います。

① 農業委員会委員の要件

村内に住所を有する者で、農業に関する識見を持ち、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、その業務を適切に行うことができる者で地域農業に精通している者。

ただし、下記の者は農業委員会等に関する法律により農業委員会委員にはなれません。

- 1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- 2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3) 暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

② 主な職務内容

- 1) 農業委員会 総会(毎月)における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びに審議に関連する農地の現地調査等を行います。
- 2) 担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進など現場活動を行います。
- 3) 地域及び農政部局と連携しながら地域計画の策定に向けた目標地図の作成及び定期的な見直しに向けて協力していきます。
- 4) 農地の利用状況調査及び農業者等からの相談対応を行います。
- 5) 農業者年金加入及び全国農業新聞購読の普及活動を行います。

③ 募集人数 5人

※ ただし、農業委員に関しては法令により、認定農業者等が農業委員の一定割合を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者(中立委員)を1人以上含めること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。

④ 任期

令和 8 年 10 月 1 日から 令和 11 年 9 月 30 日まで(3年間)

⑤ 身分及び報酬の額

※大宜味村の特別職の非常勤職員として下記のとおり支給します。

月額 43,000 円

⑥ 推薦および応募に係る手続きなど

推薦及び応募の方法は、「個人からの推薦を受けて申し込む一般推薦」、「団体からの推薦を受けて申し込む団体推薦」および「本人の応募による一般応募」があり、提出する書類は次のとおりとなります。

- 1) 一般推薦 農業者等 3 名以上が連名で、その代表者が推薦する場合
様式第 1 号
- 2) 団体推薦 農業者の組織する団体の代表者又はその他の団体の代表者が推薦する場合
様式第 2 号
- 3) 一般応募 自らが委員に応募する場合
様式第 3 号

※必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。

⑦ 申込方法

本要項の内容をご確認いただき、申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて下記受付場所へ受付期限までに直接提出するか又は郵送にて提出ください。なお、郵送の場合は、受付期限当日までの消印有効となります。

募集期間：令和 8 年 5 月 1 日 ~ 令和 8 年 5 月 29 日まで

※申込み状況等によっては、募集期間を延長する場合があります。

延長した場合は、村ホームページにてお知らせします。

公表

推薦・応募された内容は、受付期間の中間及び受付終了後に村ホームページ等にて公表しますので、あらかじめご了承ください。

(公表内容：推薦者・応募者名、性別、年齢、職業、経歴、農業経営状況、推薦・応募理由)

⑨ 選考方法

推薦及び公募を行い、議会の同意を得て大宜味村長が任命します。募集人数を超えた場合は、大宜味村農業委員選考委員会において選考いたします。

⑩ 結果の通知

選考結果については書面で報告します。※電話等でのお問い合わせにはお答えできません。

⑪ その他について

- 1) 提出された書類等は、返却しません。
- 2) 提出された書類内容等については必要に応じ、関係機関等へ確認をします。
- 3) 職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはいけません。
(秘密保持義務)

⑫ 受付及び問い合わせ先

〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

大宜味村農林水産課 / 大宜味村農業委員会事務局

電話:0980-44-3232 / 電話:0980-44-3477